倫理審査が必要な『研究として扱う症例報告』についてのガイドライン

2016年3月19日 2021年1月16日改訂 2022年1月15日改訂 2022年11月19日改訂 2023年9月20日改訂

日本精神神経学会

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」では、いわゆる症例報告は研究に該当しないとしている。ただし、以下に該当する場合には、当該機関の方針及び/又は倫理指針に従い倫理審査を受けることを日本精神神経学会は学会員に遵守することを求める。

- 1. 所属施設・機関における規定等が審査を求めている場合
- 2. 通常の診療の範囲を超えた治療、検査その他を行う場合
- 3. 多くの症例から普遍的な特徴を見出し、何らかの一般化可能な知識を生み出すことを目的とすることから倫理指針の適用される「研究」に該当する場合

註

これらのガイドラインは日本の法令規則が適用される症例報告を対象とし、他の地域(日本の法令規則が適用されない地域)の症例報告は対象としない。他の地域の症例報告には当該地域の法令規則が適用される。